

J. POSH 温泉ウエルカムネットワーク 登録料及び年会費に関する細則

第1条(目的)

この細則は、J. POSH温泉ウエルカムネットワーク規約第11条の規定に基づき、温泉ネットワークの登録料及び年会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(登録料の金額)

温泉ネットワークの登録料は10,000円とする。

第3条(年会費の金額)

温泉パートナーの納める年会費は24,000円とする。

第4条(改正)

本細則の変更は、甲の理事会の議を経て決定する。

附則

1. この細則は、2011年4月1日から施行する。
2. 登録料・年会費を納めた乙への甲が提供する主なサービス内容
 - ①甲のホームページでの登録施設情報の紹介と相互リンク
 - ②甲の様々な活動を通じての登録施設情報の紹介
 - ③温泉ネットワーク啓発物の提供 など